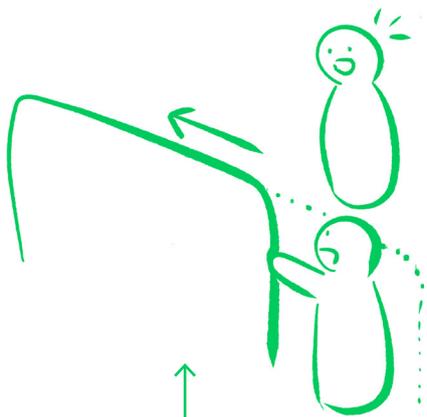




「合理的配慮の提供」 民間義務化の周知のための大分市独自のシンボルマーク

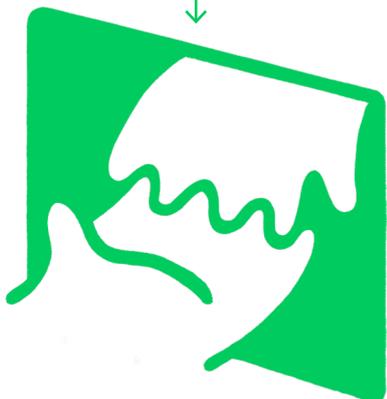


『合理的配慮の提供』とは

障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、**社会的障壁**を取り除くために必要な合理的配慮を行うことが求められます。

大分市-障害者差別解消法についてより引用

障壁 を取り除く という行為をシンボルマークに提案



周知のためには、『合理的配慮の提供』の意味について直感的に理解しやすいようなシンボルマークが望ましいと考え、『障壁を取り除く』行為をグラフィック化し、シンボルマークに定めた。

幅広い層に認識してもらいやすいよう、親しみやあたたかみのある質感で表現した。

色は、互いに生きやすい社会を作るという意図から安心感や調和をイメージさせるグリーンを選んだ。